

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	7,416	1,431	1,731	387	9,147	1,818	2,566	443	6,581	1,375
	申 告 分	20,836	5,014	10,469	1,632	31,305	6,646	11,672	1,848	19,633	4,798
	計	28,252	6,445	12,200	2,019	40,452	8,464	14,238	2,291	26,214	6,173
法 人 税		1,226	1,573	1,077	763	2,303	2,336	1,194	613	1,109	1,723
相 続 税		146	947	326	399	472	1,346	315	798	157	548
消 費 税			外 1,246		外 1,806		外 3,052		外 1,877		外 1,175
		22,157	4,819	11,629	6,707	33,786	11,526	13,081	7,006	20,705	4,520
そ の 他		229	31	900	36	1,129	67	806	34	323	33
合 計		52,010	外 1,246 13,815	26,132	外 1,806 9,924	78,142	外 3,052 23,739	29,634	外 1,877 10,742	48,508	外 1,175 12,997

調査対象等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
平成 24 年 度	62,277	外 1,307 30,071	27,577	外 1,491 9,559	89,854	外 2,798 39,630	29,941	外 1,558 10,033	59,913	外 1,240 29,597
平成 25 年 度	59,913	外 1,240 29,597	25,906	外 1,297 8,004	85,819	外 2,537 37,601	29,771	外 1,425 23,930	56,048	外 1,112 13,671
平成 26 年 度	56,048	外 1,112 13,671	26,078	外 1,631 10,804	82,126	外 2,743 24,475	28,313	外 1,531 10,254	53,813	外 1,212 14,221
平成 27 年 度	53,813	外 1,212 14,221	26,136	外 2,078 10,754	79,949	外 3,290 24,975	27,939	外 2,044 11,160	52,010	外 1,246 13,815
平成 28 年 度	52,010	外 1,246 13,815	26,132	外 1,806 9,924	78,142	外 3,052 23,739	29,634	外 1,877 10,742	48,508	外 1,175 12,997

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
富 山	6,684	1,028	3,144	1,129	9,828	2,157	3,727	1,217	6,101	940
高 岡	4,457	607	2,261	768	6,718	1,375	2,441	819	4,277	556
魚 津	2,688	358	1,081	355	3,769	713	1,220	377	2,549	336
砺 波	1,100	155	617	196	1,717	351	827	236	890	114
富 山 県 計	14,929	2,148	7,103	2,448	22,032	4,596	8,215	2,649	13,817	1,946
金 沢	10,870	1,620	5,470	2,033	16,340	3,652	6,160	2,165	10,180	1,488
七 尾	1,121	126	737	240	1,858	366	984	268	874	98
小 松	3,347	442	1,829	535	5,176	977	2,135	590	3,041	388
輪 島	578	83	382	143	960	226	479	159	481	67
松 任	2,158	305	1,376	417	3,534	723	1,362	425	2,172	298
石 川 県 計	18,074	2,576	9,794	3,368	27,868	5,944	11,120	3,607	16,748	2,339
福 井	5,674	847	3,181	1,059	8,855	1,907	3,605	1,158	5,250	749
敦 賀	1,710	214	893	306	2,603	519	1,092	334	1,511	185
武 生	3,359	409	1,300	511	4,659	920	1,971	574	2,688	346
小 浜	568	75	448	133	1,016	208	468	133	548	75
大 野	548	67	446	184	994	251	478	188	516	63
三 国	1,624	201	880	294	2,504	495	1,031	307	1,473	187
福 井 県 計	13,483	1,813	7,148	2,487	20,631	4,300	8,645	2,694	11,986	1,605
局 引 受 分	5,524	7,280	2,087	1,620	7,611	8,900	1,654	1,793	5,957	7,107
総 計	52,010	13,815	26,132	9,924	78,142	23,739	29,634	10,742	48,508	12,997

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
平 成 24 年 度	60,444,863
平 成 25 年 度	58,173,478
平 成 26 年 度	64,549,668
平 成 27 年 度	75,001,423
平 成 28 年 度	80,831,285
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	24,316,112
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	2,641,632
法 人 税	14,142,616
消 費 税 及 地 方 消 費 税	38,680,309
そ の 他	1,050,617
還 付 金 合 計	80,831,285

調査期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日

(注) 還付加算金を含む。